

## 甲斐市議会建設経済常任委員会会議録

1. 開催日時 平成31年1月15日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

---

### 出席委員（6名）

委員長	金丸 寛 君	副委員長	清水 和弘 君
	清水 正二 君		斉藤 芳夫 君
	内藤 久歳 君		藤原 正夫 君

### 欠席委員（1名）

加藤 敬徳 君

### 傍聴議員（5名）

議長	長谷部 集 君		伊藤 毅 君
	秋山 照雄 君		横山 洋介 君
	有泉 庸一郎 君		

---

### 説明のため出席した者の職氏名

上下水道部長	古屋 正彦 君	農林振興課長	小澤 明 君
下水道課長	寺島 信 君	建設総務係長	森田 公 君
建設管理係長	保坂 俊和 君	建設土木係長	芳賀 康貴 君
農林振興係長	小宮山 厚 君	下水道総務係長	小松 利也 君
下水道施設係長	中島 茂樹 君		

---

### 職務のために出席した者の職氏名

書記	興石 文明	書記	小澤 裕一
----	-------	----	-------

## 内容

- 1 市道路線認定について(現地視察) (建設課)
- 2 (仮称)森林環境譲与税について(農林振興課)
- 3 甲斐市下水道総合地震対策計画の策定について(下水道課)
- 4 その他

開会 午後 1時26分

○書記（輿石文明君） 改めまして、こんにちは。

岩下局長は風邪で、担当の中込書記はインフルエンザで本日欠席しておりますので、ご報告いたします。

それでは、ただいまから建設経済常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は、初めに委員長より挨拶をいただきまして、委員長の進行により進めてまいりますので、よろしくお願いたします。

それでは、次第の2、委員長挨拶。金丸委員長、よろしくお願いたします。

○委員長（金丸 寛君） 改めまして、こんにちは。

今ありましたように、非常に庁内でも、庁内といいますか、風邪がはやっているようで、大分皆さん苦しみのございますけれども、できるだけ予防といいますか、うがい、手洗い等をしながら乗り切っていただきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いたします。

ただいまの出席委員は6名です。定足数に達しておりますので、これより建設経済常任委員会を開会します。

なお、加藤委員は欠席の連絡がありましたので、報告いたします。

---

○委員長（金丸 寛君） 本日の会議を開きます。

なお、本日は、委員外議員の傍聴を許可しますので、ご承知おきください。

質疑は、委員の質疑を受けた後、傍聴議員の質疑を受けたいと思います。

傍聴議員の質疑は、さきの申し合わせのとおり、会派の割り当て人数により行います。

質問は1問とし、再質問は1回までといたします。

それでは、次第の3、内容に入ります。

初めに、（1）市道路線認定についてを行います。

本件は現地視察を行いたいと思いますが、委員より、ご意見等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） それでは、委員派遣についてお諮りいたします。本件は、お手元に配付した委員派遣計画書により委員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） ご異議なしと認めます。

よって、計画書のとおり派遣することに決定しました。

なお、委員派遣承認要求書は委員長において作成し、議長に提出したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） ご異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、担当より説明を受け、現地へ移動したいと思います。

担当より説明をお願いします。

保坂建設管理係長。

○建設管理係長（保坂俊和君） お疲れさまでございます。

本日、下笹部長と樋口建設課長においてはインフルエンザのため休んでおりますので、私からご説明させていただきます。

市道路線認定の件につきまして、ご説明させていただきます。

委員会資料、1ページをお願いいたします。

位置図につきましては、2ページ、3ページとなります。

市道路線認定につきましては、道路法第8条の規定により2月定例市議会において提案を予定しているところでございますが、この常任委員会におきまして2路線の現地確認を先にお願ひするものであります。

本日、現地確認をお願いします市道路線につきましては、委員会資料1ページの路線番号618、竜王字西裏地内の西裏宅造2号線、路線番号619、万才字正明地内の万才正明宅造3号線をお願いするものであります。

確認していただく路線につきましては、いずれも宅地分譲に伴う開発区域内の道路であります。

なお、詳細につきましては現地でご説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（金丸 寛君） 説明が終わりました。

質疑については、現地視察の後、委員会室へ戻ってから行います。

ここで暫時休憩いたします。

移動をしますので、準備をお願いいたします。

休憩 午後 1時30分

再開 午後 2時20分

○委員長（金丸 寛君） 会議を再開します。

現地視察、お疲れさまでした。

これより市道路線認定について質疑を行います。

ここで委員並びに職員各位に申し上げます。

質問は一問一答とし、また、質問、答弁は簡潔明瞭にさせていただきますようお願い申し上げます。

それでは、委員より、質疑等がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、市道路線認定についてを終わります。

続いて、建設課関係のその他を行います。

委員より、建設課関係でお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸 寛君） ないようですので、以上で建設課関係のその他を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時22分

○委員長（金丸 寛君） 会議を再開します。

次に、（２）（仮称）森林環境譲与税についてを行います。

担当より説明をお願いします。

小澤農林振興課長。

○農林振興課長（小澤 明君） お疲れさまでございます。本年もよろしくお願ひいたします。

建設課からも報告させていただきましたが、下笹部長におかれましてはインフルエンザのため欠席をさせていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、農林振興課より（仮称）森林環境譲与税について説明をさせていただきます。

資料の４ページをごらんいただきたいと思います。

初めに、資料の４ページのⅠ、（仮称）森林環境税及び（仮称）森林環境譲与税についてであります。

まず、１の創設の趣旨及び背景についてでございますが、森林を整備することは地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養、地方創生や快適な生活環境の創出等につながり、その効果は広く、国民一人一人が恩恵を受けるものでございます。しかしながら、森林整備を進めるに当たりましては、所有者の経営意欲の低下や所有者不明の森林の増加、境界未確定の森林の存在や担い手不足が大きな課題となっております。

これらの課題を克服するため、平成31年４月から施行予定の森林関係法令の見直しを踏まえ、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、平成31年度税制改正におきまして（仮称）森林環境譲与税及び森林環境税が創設される予定となっております。

ただし、（仮称）森林環境譲与税及び（仮称）森林環境税につきましては今通常国会において審議される予定であるため、成立後でないと言算案等について確定することができません。このため、県におきましては来年度の６月補正予算により対応することから、本市におきましても同様の対応をする予定でございます。

次に、内容についてであります。

まず、（１）の（仮称）森林環境税につきましては、国内に住所を有する個人に対して課税されることとなります。国税であります。市町村から個人住民税均等割とあわせて賦課徴収されることとなります。①として、租税の税目は国税であります。②として、徴収予定時期は平成36年度からとなります。③として、予定年税額は1,000円。④として、徴収方法は市町村が個人住民税とあわせて賦課徴収することとなります。⑤として、税収見込みは国全体として約600億円を想定するようであります。

次に、（仮称）森林環境譲与税につきましては、（仮称）森林環境税の収入額に相当する額が市町村及び都道府県に対して（仮称）森林環境譲与税として譲与される予定であります。①として、譲与開始予定は平成31年度からを予定しております。なお、交付につきましては9月と3月の年2回交付される予定であります。②といたしまして、譲与される団体につきましては、全都道府県及び全市区町村となります。③といたしまして、譲与基準は、都道府県につきましては（仮称）森林環境税税込総額掛ける10%となっております。市区町村につきましては、（仮称）森林環境税税込総額掛ける90%となります。なお、市区町村への配分は私有林人工林面積、林業就業者数、人口による案分となります。

これらをイメージしたものが右側の5ページになります。

森林整備等のために必要な費用を国民一人一人が広く等しく負担を分担して森林を支える仕組みとして左側の森林環境税が平成36年度から施行され、右側の森林環境譲与税が平成31年度から施行される予定であります。

森林環境税につきましては、一番下のほうに、左下にありますが、約6,200万人の納税義務者から市町村が個人住民税とあわせて年額1,000円を賦課徴収することとなります。徴収した税金は、交付税及び譲与税配付金特別会計に集められます。この特別会計から、私有林人工林面積、林業就業者数、人口により案分され、都道府県及び市区町村に交付され、間伐や人材育成、担い手確保、木材利用促進等に活用されます。

ページをめくっていただき、6ページをお願いいたします。

市町村及び都道府県に対する譲与割合及び基準でございます。

譲与は平成31年度から交付されますが、課税は先ほど説明しましたとおり平成36年度からとなりますので、最初の5年間につきましては表の中段の各年度譲与額の右側に記載してありますとおり国の剰余特別会計において借入れを行い、交付します。そのため、平成31年度から33年度までは年200億円、平成34年度と35年度は年300億円が交付される予定であります。平成36年度から課税が始まりますが、初年度は300億円を想定しているそうであります。翌年度から年600億円が徴収されると想定されております。ただし、先ほどご説明しましたとおり、平成31年度から35年度の分1,200億円は借入れをしておりますので、平成37年度から44年度までにかけて、600億円のうちから、37年度から40年度は年200億円、41年度から44年度までは年100億円を返済する設計となっております。

なお、市町村と県の割合ですが、最終的には市が9割、県が1割となりますが、段階を置きまして、平成31年度から36年度は市が8割、県が2割。平成37年度から40年度は市が8

割5分、県が1割5分。41年度から44年度は市が8割8分、県が1割2分となっております。

これらをもとに、本市に交付される譲与税を試算したものが7ページの④になります。

予定年税額といたしましては、平成31年度から33年度までが年額556万8,000円、平成34年度から36年度までが年額835万2,000円、平成37年度から40年度までが年額1,183万1,000円。平成41年度から44年度までが年額1,531万1,000円、平成45年度からが満額になりますが、1,879万1,000円となっております。

次に、森林経営管理制度、新たな森林管理システムについてであります。

初めに、概要であります。9ページから12ページをお願いいたします。

9ページでございますが、①として、森林所有者に適切な森林の経営管理を促すため責務を明確化しています。②として、森林所有者みずからが森林の経営管理を実行できない場合には市町村に森林の経営管理を委託します。③として、林業経営に適した森林は意欲と能力のある林業経営者に再委託します。④として、再委託できない森林及び再委託に至るまでの森林においては市町村が管理を実施します。これを図示したものが下になりますが、もう少しわかりやすくしたものが10ページになります。

経営管理が行われていない森林について、市町村が意向調査を行い、所有者の意向を確認します。その中で、経営管理を委託することを希望した森林について、林業経営に適した森林と林業経営に適さない森林に分けます。林業経営に適した森林については、意欲と能力のある林業経営者に経営管理を再委託します。一方、林業経営に適さない森林につきましては、市町村がみずから管理することとなります。

11ページをお願いします。

左上にあります私有林が新たな森林管理システムの対象となります。

現状では、既に集積・集約化されているのは約3分の1でありまして、残りの部分を新たな制度により整備することとなります。

12ページをお願いします。

新たな森林管理システムにより期待される効果であります。市町村の立場から見ますと林業経営が可能であるにもかかわらず経営管理がされずに放置されていた森林が経済ベースで活用され、地域経済の活性化に寄与されることとなります。また、間伐手おくれ林の解消や伐採後の再造林が促進され、土砂災害等の発生リスクが低減し、地域住民の安全・安心に寄与されます。森林所有者から見ますと、市町村が介在してくれることにより長期的に安心して所有森林を任せられることとなります。また、意欲と能力のある林業経営者が所有森林

の経営管理を行うことにより所有森林からの利益確保が期待できます。地域の林業経営者から見ますと、安定的な計画となるほか、これまで手がつけられなかった所有者不明森林も整備できるようになり、間伐等の施業や路網の整備が効率的に実施できるようになります。

以上が新たな森林管理システムの概要ですが、7ページにお戻りいただきたいと思います。

次に、2の森林経営管理制度の対象森林であります。経営管理が行われていない私有林でありまして、人工林。基本的には公有林及び天然林は対象外となっております。

次に、市内の森林概況であります。敷島地区におきましては、対象は太枠で囲われた部分になります。敷島地区が、私有林人工林筆数ということで3,393筆、面積が655.22ヘクタール、私有林人工林所有者数が550人。双葉地区におきましては、92筆、16.51ヘクタールで32人。合計しますと、甲斐市全体で3,485筆、671.73ヘクタール、582人が対象となっております。

次に、3の意向調査の実施についてであります。

意向調査は、私有林人工林所有者に対して、今後の森林の管理を市へ委託するか、または自己管理とするかを調査いたします。なお、意向調査に係る経費につきましては、(仮称)森林環境譲与税の使途対象となります。意向調査の結果、市へ管理委託された森林については、経営管理権集積計画を策定いたします。

次に、4の経営管理権集積計画の策定についてであります。

意向調査により市へ管理を委託する森林のうち、市は林業経営者へ再委託するか市が管理を直接実施するかを判断いたします。森林の所在、面積、所有者、樹種、林齢、管理内容及び(1)の判断結果等の情報を整理した経営管理権集積計画を策定いたします。その際、市が管理を直接実施する森林については、(仮称)の森林環境譲与税の使途対象となります。

次に、5の経営管理実施権配分計画の策定についてであります。

まず、経営管理権集積計画により民間事業者へ経営管理を再委託すると判断した森林については、山梨県が公表する民間林業経営者の中から1団ごとに再委託する業者を選定し、経営管理を一括委託します。また、1団の山林ごとに所在、面積、所有者、樹種、林齢、管理内容、(1)の再委託する民間林業経営者等の情報を整理した経営管理実施権配分計画を策定いたします。

次に、6の現場施業についてであります。

現場施業につきましては、民間林業経営者が受託した森林及び市が経営管理を直接実施する森林について、経営管理権集積計画に基づき、おのおのに経営管理を実施いたします。

また、市は必要に応じた林業作業道等について、森林環境譲与税を活用して整備いたします。

最後に、森林経営管理制度に係る今後のスケジュールについてであります。

平成31年度の事業予定につきましては、冒頭申し上げましたとおり、県が6月補正等により対応することから、本市におきましても6月以降の対応となりますが、①といたしまして経営管理意向調査の事前準備、②として航空写真の撮影、③として林地台帳システムのデータ更新及び保守、④として基金積み立てを予定しておりますが、基金条例につきましては6月定例会に提案させていただく予定でございます。

次に、平成31年度以降の事業予定につきましては、①として経営管理意向調査、②として経営管理権集積計画（案）の作成、③として経営管理権の取得、④として経営管理実施配分計画（案）の作成、⑤として民間事業者の選定等、⑥として間伐、下刈り、除伐、⑦として路網整備等、⑧として人材育成、木材利用の促進、森林整備の普及、啓発等、⑨として木質バイオマス発電へ間伐材の供給、⑩として基金積み立てを想定しております。

なお、繰り返しになりますが、本事業につきましては今月召集されます通常国会におきまして審議される予定でありますので、審議結果によりましては変更もあるかと思っております。

また、平成29年度に策定いたしました甲斐市森林整備計画につきましても、あわせて改正する予定でございます。

とりあえず、現在わかっている内容につきまして、事前に議会へ説明させていただいておりますので、ご理解をいただけますようよろしくお願いいたします。

以上、（仮称）森林環境譲与税についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（金丸 寛君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

委員より、質疑等がありましたらお願いします。

斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） いわゆる市の概況からして、計画は計画でよくわかるんだけど、譲与税の試算額、それに伴う作業の手順と内容、これをやっていくと、当初年度に五百数十万、事業の計画、31年度の計画で、調査とかもろもろの事前の準備だけでも消えちゃうんじゃないかというふうに思うんだけど、その辺はどんなふうですか。

○委員長（金丸 寛君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） 初年度につきましては、先ほど説明させていただきましたとおり、6月からのスタートになりますので、意向調査の事前準備等でほぼ1年間終わってしまうのではないかと考えております。そのため、予算につきましては譲与税、約550万円ぐらい来るわけですが、こちらのほうに基金積み立てと書かせていただいておりますけれども、初年度につきましてはほぼ全額に近い形が基金積み立てのほうに回るのではないかと想定しているところでございます。

○委員長（金丸 寛君） 斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） ということは、財源は補正か何かで先にとって、来たお金は基金にするという形ですか。

○委員長（金丸 寛君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） 先ほど申し上げましたとおり、31年度につきましては事前準備、あと航空写真、林地台帳の整備等、若干お金のほうがかかってきますけれども、その残額につきましては基金のほうに積み立てというようなことを現在のところ想定しております。

○委員長（金丸 寛君） 斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） 7ページの3番のところに、意向調査に係る経費については使途の対象になるという話で書いてある。本来であれば、このために補助が出るようでない。それだけでなく、新しい環境税を設定して山を整備して云々ということ、大義をうたっている割には国は結局何もしないという話と同じになりませんか。

○委員長（金丸 寛君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） こちらの森林環境譲与税につきましては目的税となります。ですので、こちら補助金とは言っていないけれども譲与税という形で、100%財源は譲与税になりますので、市からの出し分はございません。

○委員長（金丸 寛君） 斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） そういうことを言っているんじゃないで、結局は県民負担で、税収で吸い上げた分を分けるだけで、現実的に山の管理のための別の予算はどこから何らかの形でとれるというものの目的があるんですか。

○委員長（金丸 寛君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） 今後の森林整備については、この譲与税を使って100%全額、市からの持ち出しなしの中で事業を行っていきます。

補助金等があるわけではなくて、目的税を使って事業をやっていくという形になります。だから、補助金と同じです。補助金はいろいろ縛りがありますがけれども、譲与税についてはできるだけ縛りがないような形で、市町村がある程度の裁量によって使えるということで今のところ説明のほうは受けているところでございます。

○委員長（金丸 寛君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） 要するに、新たな課税で県民、国民の負担がふえたけれども、市の一般財源からそういうお金は出すことがないんだから、だから市民のためにはその分だけ助かっているよという表現だけれども、同じことなのよ、結局は。新しい税を導入して、その中で、その範囲内でしか仕事をさせませんということを書いてあるわけなもので、簡単にこれをはいよとうのみにしては僕はおかしいと思うけれども、どうですか。

○委員長（金丸 寛君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） 今までの林業に係る金額に比べると、これがプラスアルファでできますので、今までとはもう全然、林業にかけられるお金というのが大分変わってくるのかと思います。

○委員長（金丸 寛君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） プラスアルファにということは、もとはもとの、今までのように計画を立てればそれなりにお金の使い道、あるいは出どころもあるという考え方と同じということなんですか。ということは、県税で既に払っている分もありますよね。その配分の問題だって、一般質問でしつこくやったけれども、新しい税の内容だってこれ何にも変わっていないんです。検討しているように見えないです。一つも。例えば、平成29年ごろに最終的に決めた内容と、これは抜粋だけれども、抜粋見てもほとんど同じよね。何も変わっていない。財源が乏しくて山が管理できないと言っていたんだから、新たな財源がまた国民負担になるだけで、事業が新たに、今までより進めていかなきゃいけないということに、着目はどこにもっていないという感じがするんだけど。

○委員長（金丸 寛君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） 今回新たにできました制度は、私有林を管理する事業になります。県税につきましては、こちら12月議会のほうで県のほうでも出たということで、県のほうから入手した答弁書でございますけれども、森林環境税と現在県でやっている森林環境税の違いにつきましては、県の森林環境税は所有者による手入れがされず荒廃が進んでいる民有林、約1万9,000ヘクタールを20年間で整備する費用等に充てるため平成24年度に導

入したもので、これまでの6年間でおおむね計画どおり4,681ヘクタールを整備しているそうでございます。一方、新たに創設される国の森林環境譲与税による事業は、所有者が森林管理を行う意思がない場合に、所有者の合意のもと市町村が経営管理権を取得して森林全般にわたる管理を行うものですので、すみ分けはできておりますので、今まで県がやっていた事業とはまた別の事業になるというふうに解釈しております。

○委員長（金丸 寛君） そのほかにもございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これで、管理制度ということで、今まで民有林の、私有林ですか、手入れが入っていないところを市が管理すると。市が管理するんだけど、どんな形で市がそういうものに管理という部分で入っていく、入り方というか、所有者との受け渡しというか、どういうふうにかかわっていくのか。

○委員長（金丸 寛君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） こちらが、先ほど説明させていただきましたとおり、10ページのほうに例えばありますけれども、森林所有者に対して意向調査のほうを行います。意向調査の中で、そのまま経営を自分たちでやりますかとか、それとも管理のほうを委託しますかという形で意向調査のほうを行います。その中で、経営管理を委託する場合につきましては、道つきとか環境がいいところにつきましては意欲と能力のある林業経営者のほうに委託して、林業に適さない、道もないようなところについては林業者も入ってきませんので、そういったところが市町村がみずから管理するところになります。市町村にはそういったノウハウございませんので、いずれにしても中央森林組合とか峡北森林組合のほうに委託をするような形を今のところ考えております。

○委員長（金丸 寛君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今、道があるところは所有者ができる。やっぱり、林道整備というか、そういうものを整備するには当然、道がなきゃ整備できないじゃんね。そういった部分の、付随する事業というか、そういうものについては、じゃ、国はそういうふうに、さっきの話じゃないけれども、林道整備の補助金とかそういうものをセットでやっていかないとそこにつながっていかない気がするんだけど、その辺のところはどうなっていますか。

○委員長（金丸 寛君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） 補助制度、そのまま残っておりまして、例えば森林整備計画のほうを甲斐市で2年前に策定いたしましたけれども、ああいったところに載せてある林道

につきましては補助金を活用して林道整備をしていきます。そのほかの、通常のこの路網、作業道とかそういった部分については、こちらの森林環境譲与税を使って路網の整備ができるということになっていきますので、その中で整備していくというようなことが想定されると思います。

○委員長（金丸 寛君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） それで、ここに、自分が手がいけないという確認をして、そのときに所有者は幾らかの、そういった自分がお金を出すとか、そういう部分については、全く委託することに関して費用の支出とか、そういうものは発生しないということか。

○委員長（金丸 寛君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） 発生しません。

○委員長（金丸 寛君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これは、経営管理制度、委託するのに所有者とのやりとりというか、そういうものは何かこうマニュアルみたいなものはあるか。

○委員長（金丸 寛君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） まだ具体的には出てきておりませんが、いずれ国のほうからそういった具体例が、様式等が出てくると思います。

○委員（内藤久歳君） はい、わかりました。

○委員長（金丸 寛君） そのほか、ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（金丸 寛君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

有泉議員。

○議員（有泉庸一郎君） ちょっと教えてもらいたいんですけども、今度、環境税を取って、45年からは満額譲与税が入ってくるような計画ですよね、これ試算表を見ると。今までは、この森林整備ということに関してはどのくらい入ったんですか。どのくらい入ったというか、どのくらいかけていたんですか、市としては。

○委員長（金丸 寛君） 休憩をとります。暫時休憩します。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 2時53分

○委員長（金丸 寛君） 会議を再開します。

小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） 大変申しわけございませんでした。

平成30年度でございますけれども、林業費全体で1,093万6,000円の予算額に対しまして、国・県支出金につきましては515万3,000円でございます。

○委員長（金丸 寛君） 有泉議員。

○議員（有泉庸一郎君） 今までにその整備にかかったのが、かかったというか、予算としては1,000万ぐらい入っているということですね。そうすると、45年で満額譲与税になって1,800万、倍ぐらいになるということなんで、整備にかかるやつがね。この譲与税とか税金をこういうものに、整備にかけるというのはよくわかるんだけど、それと同時に、森林の整備というやつは、前からも言っているんだけど、昔は学校林とかそういうもので、そういう子供たちの力をかりながら整備をしていた事実というがあるんです。そういう、お金も、税金も何もかけなくたってできることというのはあるんですよ。そういうものもやっぱり一緒にあわせてやっていかなければうまくないんじゃないかと思うんだけど、その辺はどうなんですか、市の考え方としては。

○委員長（金丸 寛君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） お金をかけなくてもあれなんですけれども、今回のこの森林環境譲与税につきましては、そういった啓発活動、学校の子供たちに対しての啓発活動についても使えることになっています。例えば、昭和町あたりだと森林がございません。でも森林環境譲与税は来ます。じゃ、どういったものに使うかという、やはりそういった子供たちに森林の大切さみたいなものを啓発していくということにも使えるということになっていますので、甲斐市におきましても、今のところまだ具体的にはなっておりませんが、そういったことにも使えるお金でありますので、教育委員会ともまた協議しながら考えていきたいと考えております。

○委員長（金丸 寛君） そのほかに。

横山議員。

○議員（横山洋介君） 森林台帳ができてくると思うんですけれども、それに伴って、大体、ここでいう林業の経営に適さない森林の割合だったりとか、逆に適している森林の割合がど

のぐらいあるかというのは、まだ把握はされてはいないですか。

○委員長（金丸 寛君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） それをこの意向調査の準備の段階で、こういった部分があるかとか、本人の意向を確認する中でそういった数字をそろえていく形になります。

○委員長（金丸 寛君） 横山議員。

○議員（横山洋介君） 恐らく、またこれがちゃんと国のほうからも定まったりとか、県のほうでも定まったりしたら、ここから相当な計画を立ててまたやっていくと思うんですけども、ある程度目標を立ててやっついていかないとちょっと厳しいかなと。先ほど、森林計画のほうでも、2年前でしたっけ、立てたということで、見直しをされていくと思うんですけども、かなり緻密にもう一回していかないとなかなか厳しいかなと思うんですけども、次の見直して何年後でしたっけ。

○委員長（金丸 寛君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） 森林整備計画につきましては、29年4月1日から39年3月31日の計画となっております。ただ、今回こちらの森林環境譲与税を使った整備を行っていくことから、軽微な変更ということで今年度中に一部変更のほうをさせていただきますが、5年ごとの見直しにつきましては、39年3月31日になっていきますけれども、33年の中間年で一度見直しをする計画でございます。

○委員長（金丸 寛君） そのほかにございますか。

〔発言する者なし〕

なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、（仮称）森林環境譲与税についてを終わります。

続いて、農林振興課関係のその他を行います。

委員より、農林振興課関係でお聞きしたいことがありましたらお願いします。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸 寛君） ないようですので、以上で農林振興課関係のその他を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時00分

○委員長（金丸 寛君） 会議を再開します。

次に、（３）甲斐市下水道総合地震対策計画の策定についてを行います。

担当より説明をお願いします。

寺島下水道課長。

○下水道課長（寺島 信君） 大変お疲れさまでございます。

下水道課から、甲斐市下水道総合地震対策計画につきましてご説明させていただきます。

まず、最初に、現在作成業務を行っておりますこの計画の経緯から説明させていただきます。

この計画につきましては、第１期といたしまして平成26年から本年度、平成30年度までの5カ年において災害時、特に地震災害を想定した対策計画を作成しております。最終年度でもあります本年度において、次期5年間の計画を見据えた第２期甲斐市下水道総合地震計画の策定を行っており、今回、年度末の完成前に作成状況のご報告をさせていただくものでございます。

この計画につきましては、甲斐市地域防災計画に基づきます下水道施設の耐震化と災害時における避難所等の汚水処理対策の計画をまとめたものでございます。

第１期において整備させていただきました市内3カ所の避難所へのマンホールトイレの設置につきましては、議会におかれましても一定の評価をいただいたところであります。引き続き、第２期といたしまして、現在ある下水道施設の耐震化を進め、避難所等へのマンホールトイレの設置を推進し、災害時への対応策として考えているところでございます。

今回の計画であります、財源につきましては社会資本整備総合交付金事業の防災安全交付金において事業費の2分の1の補助率で実施されるものであります。

マンホールトイレ設置におきましては、とにかく避難所へトイレとマンホールを何基か設置すればそれでよいと思われがちでありますけれども、実際のところは下流の汚水を流す管渠やマンホールを耐震化し、排水が確実に確保されて初めて使用が可能となるものであります。整備についても莫大な費用と時間を要するものであります。ゆえに、本計画の5年スパンでの施工計画と計画的な財源確保が必要となり、またこの計画の策定こそが国からの補助金の交付条件となっております。

第１期に設置いたしました3カ所、双葉西小学校、敷島南小学校、これから完成いたします玉幡中学校のマンホールトイレの選定につきましては、耐震化されていない施工年度の古

い施設を対象として、想定避難人員の多い箇所から選定させていただきました。

今回の計画では、平成30年9月に発生いたしました北海道胆振東部地震での液状化による災害状況が報道で取り沙汰され、国からの指導により液状化地域への対応が優先されることとなりました。具体的には、下流域に液状化危険地域がある竜王西小学校と双葉中学校の2カ所が対象となっております。平成35年までの5年間において整備を進めるものでございます。

それでは、資料に沿って説明させていただきます。

常任委員会資料の13ページをお願いいたします。

甲斐市下水道総合地震対策計画であります。

要点のみの説明とさせていただきます。

1番、対象地区の概要であります。①地理的な状況、②配置状況ともに資料のとおりであります。

2、対象地区の選定理由であります。①甲斐市地域防災計画に基づき作成しております。②地形、土質状況につきましては、液状化危険地域を考慮し計画をしております。③過去の地震記録、経験震度につきましては、マグニチュード5を最大値として使用しております。④道路、鉄道状況。これにつきましては、資料のとおりでございます。⑤防災拠点、避難地の状況であります。甲斐市地域防災計画で指定しております避難所は全25カ所あり、うち下水道計画区域内の20カ所が今回の計画の対象となっております。⑥対象地区に配備された下水道施設の耐震化状況でありますけれども、平成9年度以前に施工された下水道管渠及びマンホールが対象で、これまでに約3.1キロの耐震化を終えております。⑦実施要綱の該当状況でありますけれども、南海トラフ地震にかかわる地震防災対策の推進であります。

3、計画目標でありますけれども、対象とする地震につきましては、南海トラフ地震及びマグニチュード8クラスを想定いたします東海地震を対象としております。

4、計画期間につきましては、平成31年度から平成35年度の5カ年を計画しております。

5、防災対策の概要であります。避難所から下流下水道管の約1キロを耐震化するもので、下水道管の継ぎ手、主に継ぎ手の対策として108カ所と、またマンホールの浮上防止対策として26カ所の改良工事を計画しております。

6、減災対策の概要であります。耐震化を終えた双葉中学校と竜王西小学校の2カ所へのマンホールトイレシステムの設置を予定しております。

7、計画の実施効果であります。資料のとおりであります。

また、8といたしまして、下水道BCPの設定とそこに記述されておりますけれども、これにつきましては、災害時業務継続計画という内容になっておりまして、災害時における優先順位行動、まず何をすべきかにより、下水道業務が中断されずその機能を維持し、また早期復旧を目的とした優先順位行動のマニュアルを策定するものでございます。これにつきましても、国からの補助金の交付条件となっており、今回の計画にあわせて作成をしておりますのでよろしくお願いいたします。

資料15ページのA3図面におきましては、ちょっと図面が縮小版で小さくて見づらいかもしれませんが、申しわけございません。計画図面となっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（金丸 寛君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

委員より、質疑等がありましたらお願いします。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 今、説明を受けたところですが、今までは、前年度は双葉西、竜王南、玉幡中ということだよね。今度、新しく竜王西と双葉中学ですか、をやるわけで、今まではマグニチュード5を想定したけれども、5なんてとてもあれということで、今度は8に設定したと、強度を上のクラスにしたということで、13ページの3番、過去の地震記録はマグニチュード5以上のクラスで想定していたんだけど、今度は、これ見ますと、計画目標1番ですか、対象にする、今度は8クラスを想定するというこの意味合いということですかね。だから、もっと強度を、今までは5だったけれども、もう5ではとてもあれだから、耐震のあれを8のほうに底上げしたということなのかをちょっとお聞きしたいです。

○委員長（金丸 寛君） 寺島課長。

○下水道課長（寺島 信君） ちょっとすみません。わかりづらくて申しわけなかったです。

この経験震度というのは、今までに地震を受けた震度によって今あるものが、要は耐久性を欠いたとか、そういったもので、計算値の中にそれを入れる形になっているんです。それが、今までは5以下でなっていたから、その数字をやっていたと。今回やる計画の中に8という数字が出ているんですけれども、これはもう当初から東海と南海トラフは8以上だということで設定されていたと。ただ、今回違っているのが、この北海道の胆振沖地震で、皆さんもテレビ等でやっていたと思うんですけれども、マンホールが上に上がっちゃったりとか、

液状化で家が傾いちゃったりとかということで、非常に地質の有無によってちょっと災害の度合いが違うということで、今回、国のほうからそれをやれということで指導が来まして、今回うちのほうで調べると、差し向き液状化の危険があるというところが双葉中学校と竜王西小学校が下流域にそういったところがあるので、そこを優先しなさいということで今回の5年の計画の中にそれを入れているという内容でございます。

以上でございます。

○委員長（金丸 寛君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） ありがとうございます。わかりました。そういう。

今回、目標としては、ここにあります継ぎ手の箇所が108カ所、マンホールの浮上防止は26カ所なんですけれども、前にやった、前年度やった双葉西と敷島南、あと玉幡中、そこはもうこういうのはしっかり完了しているということで、そういう意味合いでよろしいですか。確認します。

○委員長（金丸 寛君） 寺島課長。

○下水道課長（寺島 信君） そのとおりでございます。

今、もうマンホールトイレを設置するに当たっては、それが1つの条件となっていて、下流が耐震化されていなければ、それを使っても溢れてしまうということで。今回、その108カ所というのは、今回対象になっているその2カ所のマンホールの継ぎ手とかマンホールの個数を計算しまして予定しているという内容でございます。

以上です。

○委員長（金丸 寛君） そのほかにもございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 14ページの6番で、対象地区に配置された下水道施設の耐震化状況ということで、今まで3.1キロの耐震化を行っているということなんだよね。これから整備する距離数というか、そういうものってどれぐらいあるの。

○委員長（金丸 寛君） 中島下水道施設係長。

○下水道施設係長（中島茂樹君） これから整備させていただく距離数なんですけれども、今回、5年間の耐震化の計画では1.05キロになっております。全体で言いますと、必要な管渠、主要管渠の延長、耐震化が必要な管渠の延長は23.4キロで、耐震化済みの延長につきましては10.76キロで、大体46%ほどが耐震化になっております。それ以外の部分を、今後、順次、計画に基づいて耐震化をしていく予定になっております。

以上です。

○委員長（金丸 寛君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 10.76が残っているということですね、今。そういうことだね。一応、あと残っている部分を計画的にというんだけど、その計画が、5年でやるのか、もっと、長期計画だね。これ、できればできるだけ早くやったほうがいいと思うんだけど、予算の関係とかいろいろなことがあるんだけど、その辺の見通しというのがどんなぐあいになるの。

○委員長（金丸 寛君） 寺島下水道課長。

○下水道課長（寺島 信君） まさに、本当にその、今後の計画が非常に問題となってくるわけなんですけれども、国のほうから、この事業につきましては、まず県のほうに補助金がありまして、それを県のほうで割り振っているというような状況でございます。

今、現在、甲斐市のこの地震対策計画に対する補助金については年間2,000万円くらいのお金が来て、5年間で1億の事業費に対して補助金が対象になっているというような状況でございます。うちばかり予算を上げるというわけにもやっぱりいかないものでして、今後、うちのほうとしても、いつ来るかわからない災害に向けて、なるべく早くそういった対応をしたいということで県のほうにも働きかけをして、少しでも多く補助金をもらった中で事業を進めるような形で努力してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（金丸 寛君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） わかりました。

あと、これに関して、他の市のそういう整備率というか距離数、その辺のところは甲斐市はどんなぐあいになっているの。比較は。わからんか。他の市との比較もやって、おくらしているのか、進んでいるのか。おくらしているのであれば、他の市町村よりもちょっと余分にもらって、そういうおくらしているところに追いつくように頑張ってもらいたいんだけど、その辺のところもやっぱり視野に入れて整備をしていくということも大事じゃないかな。

○委員長（金丸 寛君） 寺島課長。

○下水道課長（寺島 信君） いずれにしろ、先ほど私が説明したように、1回、県の下水道課のほうでそういった、受けるわけです。県のほうは、流域の処理場とかそういったものも持った中で各市町村のそういった配分を考えている。その中で、やっぱり整備の率をある程度均一がとれたような形の中で配分をさせていただいているというような説明でございますので、ただ、数字的にちょっと私今持っていませんので、またそこら辺はよく県のほうと調

整しながらやっていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（金丸 寛君） そのほか、ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸 寛君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸 寛君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、甲斐市下水道総合地震対策計画の策定についてを終わります。

続いて、下水道課関係のその他を行います。

委員より、下水道課関係でお聞きしたいことがありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） ないようですので、以上でその他を終了します。

ここで暫時休憩し、職員が退出します。ご苦労さまでした。

休憩 午後 3時16分

再開 午後 3時17分

○委員長（金丸 寛君） 会議を再開します。

次に、次第の4、竜王駅の意匠に関する制約等の報告についてを予定しておりましたが、本日、建設産業部長、建設課長がインフルエンザにより欠席しておりまして、下笹部長からけさ説明の延期について申し出がありました。

本件は、昨年12月11日の本常任委員会において建設産業部へ申し入れを行った事項について説明を受けるもので、急ぎの内容でもありませんので、次回、2月の常任委員会で説明を受けることとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸 寛君） それでは、そのようにいたします。

なお、お手元に竜王駅本屋自由通路に関する確認書が配付してありますので、次回までにご一読いただきたいと思います。

引き続き、次第の5、その他を行います。

委員より、常任委員会関係でその他、何かありましたらお願いします。

[発言する者なし]

○委員長（金丸 寛君） 事務局より、その他、何かありましたら。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（金丸 寛君） ありません、はい。

なければ、以上でその他を終了します。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、建設経済常任委員会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時19分